

第1分科会 [基礎講座] ②

保護者と指導員で学童保育をもっとよりよく

講師 戸塚^{とつかたけお}丈夫 (全国役員・保護者)

世話人 木村美登里 (全国役員・指導員)

○学童保育と指導員の現状

2020年時点で、学童保育のか所数は全国で約2万4,000、入所児童数は約130万人でした。1998年と比較すると、か所数で約2.5倍、児童数は約3.9倍となっています。学童保育を必要としても入所できない、いわゆる待機児童は学童保育がかかえる課題の一つとなっています。2020年5月の厚労省調査によると、放課後児童支援員等の数は、常勤・非常勤あわせて約16万5,000人となっています。2018年の全国連協調査によると、週20時間以上勤務する指導員の約半数は年収150万円未満でした。また、経験年数5年未満の指導員は約半数であり、職場において全員の職員が経験年数3年以上は約32%でした(『学童保育情報2020-2021』より)。

○「省令基準」と「運営指針」の策定

厚生労働省は、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」)を策定し、2014年3月には「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」)を策定しました。厚生労働省は「省令基準」や「運営指針」を策定することにより、学童保育の質の向上をめざす考えを示したといえます。

○学童保育の「従うべき基準」の参酌化

しかし、「第9次地方分権一括法」の成立(2019年)などにより、「従うべき基準」に位置づけられてきた「放課後児童支援員」の原則複数配置は、「参酌すべき基準」へのその位置づけが変更されました。このことにより、自治体の考え次第で専門知識や技能を備えた放課後児童支援員をまったく配置しないことや、何の資格もない大人が一人で子どもとかわるることによって、安心・安全な環境を維持できないという状況が起り得ます。

○私たちが大切にしたいこと

このような状況のなかで、「子どもが安心して生活できる学童保育」について、保護者の立場、指導員の立場、そして保護者と指導員の連携をあらためて考える必要があります。

この分科会では、以下の内容を中心に議論を進めたいと思います。

- ・学童保育をとりまく現状と課題の共有／・コロナ禍における指導員との関係
- ・子ども視点から見た理想の学童保育とは／・保護者が指導員に求めるもの
- ・指導員が保護者に求めるもの／・保護者会(父母会)と指導員の連携や協力について